

10 東京地方裁判所 平成17年10月25日判決

平成17年10月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 土 屋 操
平成15年(ワ)第12743号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 平成17年7月29日

判 決

東京都

原	告	X
訴訟代理人弁護士	荒	井 哲 朗
訴訟復代理人弁護士	白	井 晶 子

東京都港区赤坂1丁目5番11号

被	告	エー・シー・イー・インター ナショナル株式会社
代表者代表取締役	高	橋 博 康
訴訟代理人弁護士	弘	中 惇 一 郎
同	加	城 千 波

主 文

- 1 被告は、原告に対し、3413万0965円及びこれに対する平成14年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを20分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、4031万8634円及びこれに対する平成14年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告から海外市場における商品及び通貨の先物オプション取引の勧誘を受け、被告と取引を行った原告が、勧誘から取引終了に至るまでの間の一連の違法行為により損害を被ったとして、被告に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案である。

1 前提となる事実

次の各事実は、争いがないか、後掲証拠又は弁論の全趣旨により認めることができる。

(1) 当事者

ア 原告

- (ア) 原告は、昭和12年〇月に生まれ、中学校を卒業した後、上京し、
A 電気有限会社に入社した。同社を退社した後、家政婦等のアルバイトを行い、平成5年ころから平成12年ころまでは、B 株式会社に清掃員として勤務していた。
- (イ) 原告の夫は、個人タクシー乗務員として稼働していたが、平成12年11月、体調不良等により廃業し、平成15年4月22日に倒れて入院してから意識不明の状態となり、死亡した。原告は、現在は、子供も自立し、1人で公団住宅に居住し、年金収入で生活をしている。
- (ウ) 原告は、俳優宅で家政婦をしていたとき、同所に来ていた勧誘員に勧められて株式取引を行ったことはあるが、このほかには、商品先物取引やオプション取引を行ったことはない【以上、(ア)から(ウ)まで甲19、原告本人】。

イ 被告

被告は、海外市場に上場する商品又は通貨のオプション取引における受託業務などを業とする株式会社である。

(2) 取引経過

原告は、被告従業員の勧誘により、別紙売買経過表記載のとおり、平成8

年10月11日から平成14年5月30日までの間、海外市場における商品又は通貨オプション取引を行った。原告と被告との間の取引は、別紙売買経過表のとおり、平成8年10月11日に開始し平成11年4月9日で一旦終了したが、その後平成13年7月26日に再開され平成14年5月30日に終了した（以下、前半の取引を「本件第1取引」、後半の取引を「本件第2取引」、両者併せて「本件取引」という。）。原告の本件取引による累計差損金は3671万8639円となった。ただし、原告が預り金口座において現実に負担した金額は3671万8634円の損失となった。

(3) オプション取引の仕組み等について

ア オプション取引とは、原資産を予め定められた価格で買う権利又は売る権利を売買する取引であり、買う権利を「コール・オプション」、売る権利を「プット・オプション」、予め定められた価格を「ストライクプライス」、オプションを買い付ける際のオプション価格を「プレミアム」という。

被告が扱うタイプのコール・オプションの保有者は、原資産を特定の期日（満期日）までの任意の時点で、ストライクプライスで、一定数量を購入する権利を取得し、プット・オプションの保有者は、原資産を満期日までの任意の時点で、ストライクプライスで、一定数量を売却する権利を有する。

オプションの購入者は、満期日までに権利を行使するか権利を放棄するかを選択することができ、またオプションを転売することもできるが、満期日を経過すると、権利行使できなくなり、オプションは無価値となる。

オプションの購入者は、コール・オプションを購入した場合は、原資産価格がストライクプライスを超えて上昇すればするほど、プット・オプションを購入した場合は原資産価格が満期日にストライクプライスよりも下落すればするほど利益は拡大する。他方で、オプションの購入者は、原資

産の価格が予想通りに変動しない場合はオプションを放棄すればよいので、損失は、購入時のプレミアム価格に限定されている。(一方、オプションの売り手は、取引時にプレミアムを受け取るが、オプションの買い手による権利行使によりストライクプライスでの対象商品の売買を履行する義務を負う。利益は受領したプレミアムに限定されるが、コール・オプションを売却した場合は、原資産価格がストライクプライスを超えて上昇すればするほど損失が拡大し、逆にプット・オプションを売却した場合は、原資産価格がストライクプライスを超えて下降すればするほど損失が拡大することとなり、その意味で損失は無限定である。)

イ プレミアム価格は、本来価値(現時点において権利行使をしたならば得られる金額)と時間価値(現時点から最終期日までにおける原資産の価格変動の可能性に伴う価値)により構成され、プレミアム価格の変動要因としては、原資産の価格、原資産の価格の変動可能性(ボラティリティ)、権利行使期間、ストライクプライス、短期金利等があり、これらの要因が複雑に絡み合って価格が決定される。すなわち、原資産価格の上昇は、コール・オプションのプレミアム価格の上昇の、プット・オプションのそのれ下落の要因となり、原資産価格の下落は、それぞれ逆の要因となる。次に、ボラティリティが大きいほど、満期日に原資産の価格がストライクプライスに達する可能性が高いことから、オプションのプレミアム価格の上昇要因となる。同様のことは、権利行使期間についても当てはまり、権利行使期間が長いほどプレミアム価格は高くなる。逆に言えば、時間の経過により権利行使期間が短くなるにつれ、時間価値が失われ、プレミアム価格の下落要因となる。また、コール・オプションについてはストライクプライスが現在の商品価格と比較して低いほど、プット・オプションでは高いほどプレミアム価格の上昇要因となり、短期金利の上昇はコール・オプションのプレミアム価格の上昇、プットオプションのそのれ下落要因とな

るとされている。

ウ オプション取引は、原資産価格の変動リスクをヘッジする目的で開発された金融商品であるが、プレミアムが日々変動することに着目し、オプションの転売により利益を得るため、投機目的で購入されることもあり、個人投資家により購入される場合はこのような目的によるものである。

エ 以上のとおり、オプションの購入による損失はプレミアム価格と手数料に限定されるが、投資額全額を失う可能性も相当程度あることから、オプション取引は一般投資家の行う取引の中では、ハイリスクな取引であるといえることができる。

さらに、取引の仕組み自体が、抽象的・技術的な概念を多く用い、複雑であり、一般人には容易には理解しにくい上に、プレミアム価格の変動要因についての情報を一般の投資家が入手することが困難であり、特に、被告の扱う海外市場における先物オプションについては、原資産価格、ボラティリティはもちろん、プレミアム価格すら一般の公刊物には掲載されていない。したがって、プレミアム価格の変動要因についての情報の入手が難しい上に、仮にこれを入手できたとしても、一般の投資家において、これを分析して適切な相場判断を行うことは極めて困難であると解される

【以上、アからエまで乙16の1及び2、弁論の全趣旨】。

2 争点及び当事者の主張

(1) 本件取引における被告の勧誘方法及び取引行為の違法性（争点1）

（原告の主張）

ア 適合性原則違反

オプション取引はその取引の仕組み自体が複雑で理解困難なものである上、対象商品の価格変動要因及び価格変動要因に関する情報源の多様性、情報選択及びその分析の困難性などに照らすと、経済的余力、取引の理解能力及び相場の判断力等に乏しい者は、オプション取引を行う適格性を欠

く。そして、上記の情報収集力、その分析力に富む被告は、勧誘する顧客がかかる能力を有するか否かを審査及び判断し、上記能力等を欠く者に対して、オプション取引を勧誘してはならない義務を負う。このことは、証券取引法43条1項、日本証券業協会投資勧誘規則4条3号、商品取引所法136条の25第1項4号、日本商品先物取引協会受託業務に関する規則3条、5条1項1号、金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）7条及び8条などが、証券取引及び商品先物取引について適合性原則を規定していることから窺える。

しかし、本件においては、原告は、本件取引が終了するまでオプション取引の基本的な仕組みを理解しておらず、本件取引当時、原告が上記の能力を欠いていたことは明らかである上、本件取引原資は原告の老後資金であり余剰資金ではないため、高リスクの本件取引に耐えうるだけの資力を有していなかったことなどから、原告は、本件取引の適格性を欠く者であり、被告による原告に対する勧誘行為は、適合性原則に違反するものである。

イ 断定的判断の提供

断定的判断の提供とは、投機的な投資の取引勧誘者が、被勧誘者に対して、利益を生じること又は損失を取り戻すことが確実であると誤解されるような、取引結果についての判断を提供して取引を受託することをいうところ、取引勧誘者がかかる勧誘をすることは詐欺ともいうべきものであり、違法である。

本件においては、被告従業員は、取引開始時から各個別取引勧誘に至る全過程において、原告に対し、「中国で買いが入るので砂糖が上がる。200万円から300万円で取引をすると、正月までには、1000万円になる。絶対に儲かる。」、「中国に大きなダムができるので、銅が上がる。絶対に儲けさせてあげるから、全て任せて。」、「原油が上がる。プットで

買え。」「これからは円がいいと思う。円安になってくる。プットで買いなさい。」などと断定的判断を示し、取引を勧誘した。

ウ 説明義務違反

オプション取引は、一般投資家にとって、理解困難な取引であることからすると、取引を勧誘する者は、取引勧誘に当たって、同取引の仕組み、危険性、オプションの価格変動要因、その資料の入手方法及び分析方法等について、被勧誘者の理解力に応じた説明を尽くす義務がある。

また、金融商品販売法3条1項においては、金融商品の販売が行われるまでの間に、被勧誘者に対し、重要事項を説明すべきことを規定しているところ、金融商品の中には、預金のような低リスクのものも含まれることからすれば、高リスクのオプション取引については、勧誘者に尚更高的レベルの説明義務が課されると解される。

本件においては、被告従業員は、オプション取引をするために不可欠な上記事項について全く説明することなく、原告に対し、本件取引の勧誘を行ったものであり、その勧誘行為は違法である。

エ 新規委託者保護義務違反

投機的な投資取引の勧誘者は、被勧誘者に対し、自己の相場判断に基づく注文をなし得るよう、知識及び経験を蓄積させ、十分な自主的判断がなし得るまで、不測の損害を被らせないように取引量を抑制させるなどの新規委託者を保護し、育成する義務を負う。

本件において、原告は、オプション取引の基本的仕組み自体理解できておらず、被告従業員はこのことを知っていたのであるから、被告は、原告に対し、過大な取引を勧誘しないようにすべきであったにもかかわらず、本件取引開始後3か月間で4000万円以上もの現金を交付させており、この行為は、上記義務に違反するものである。

オ 一任売買

一任売買とは、各取引について、取引の種類、商品、限月、コール又はプットの区別、ストライクプライス、新規又は仕切の区別、取引数量、指値又は成行の区別、指値の場合はその価格及び委託注文の有効期間並びに成行の場合は取引を行う日などの事項の全部又は一部について、顧客の具体的指示を受けずに、取引の委託を受けることをいう。そして、一任売買は、顧客が自ら相場を判断して取引を行うものではないことから、その取引により生じる危険性を理解できない上、過当取引等の顧客の利益を害する取引がなされる危険性の高いものであるから、かかる取引は違法である。

本件取引においては、全取引が一任売買であり、被告の行為は違法である。

カ 過当取引、無意味な取引

オプション取引においては、取次業者は、取引回数が増加するほど手数料収入が増加することから、顧客の犠牲の下に取次業者の利益を図るべく過当な取引及び無意味な取引が行われ得るから、取次業者は、かかる過当取引及び無意味な取引を行わない義務がある。

本件においては、その取引頻度、取引数量、手数料率等から、被告従業員が、原告の取引に関する知識及び経験の不足に乗じて、危険性の高い商品を頻繁かつ過当に行かせたものであり、違法である。また、別紙売買経過表42、49、50、237、238、239及び241の各取引は、転売しても手数料を賄うに足りなかったものであるから、本来は権利放棄すべきであるにもかかわらず転売を行ったものであり、原告にとって無意味な取引が行われたことを窺わせる。

キ 無断売買

投資投機取次業者による取引の取次は、顧客の委託に基づいて行われるべきであるから、取次業者は顧客の委託なくして取次をしない義務を負う。

本件においては、被告従業員である佐藤は、原油のオプションを原告に

無断で購入したほか、別紙売買経過表237ないし243の取引は、オーダーチケットの原告の署名を偽造して無断で行ったものである。

ク 仕切拒否、仕切回避

オプション取引の取次業者は、顧客からオプションの売却の指図があれば、これに従う義務がある。しかし、業者の収入は、顧客から取引の委託があった際の手数料に依拠することから、顧客が手仕舞いの意向を示している場合であっても、損失を取り戻すことなどを理由として取引継続を勧め、仕切させないことが起こりがちである。したがって、取次業者は、顧客が一旦手仕舞いを指示した以上は、直ちに従い、取引継続を勧誘してはならない義務を負う。

本件においては、被告従業員は、原告が仕切を指示したにもかかわらず、これに従わなかったことから、上記義務違反の違法がある。

(被告の主張)

ア 適合性原則違反

原告の主張は否認する。一般人は、機関投資家よりも取引経験、情報収集力及び資金量に乏しいが、オプション取引は、株式取引や商品先物取引と同様に、特に一般人を排除すべきとはされていない。適合性を欠く者は、以下に具体的、合理的に取引の仕組みを説明しても全く理解することができないような、極めて思考力又は理解力に欠けるか、余裕資金が全くなくおよそ投資行為又は投機行為をする余地のない者に限定される。

本件においては、原告は、投資経験が乏しい高齢者ではあるが、取引の基本的仕組み及びリスクは理解できる上、資金的にも余裕がないとはいえないから、被告が、原告を勧誘し本件取引を行ったことは適合性原則に違反するとはいえない。

イ 断定的判断の提供

原告の主張は否認する。被告従業員は、原告に対し、各取引において、

市況情報からの相場観、ポジションの選択等についてアドバイスは行ったが、この際、断定的判断の提供は行っていない。

ウ 説明義務違反

被告従業員は、原告に対し、「オプション取引のABC」などの資料を基にオプション取引の基本的仕組み、コスト、リスク及びリターン等を説明した上、原告が理解したか否かを確認するため、新規口座開設確認書を作成させた。また、本件取引開始後、営業担当者とは別の部署のコンプライヤーが、原告に対し、オーダーチケットに記載されている取引所、銘柄、権利区分、限月、ストライクプライス、数量及び有効期限等の意味を確認・説明し、さらに、オプション及び買付計算報告書を示して、記載事項の見方、計算の仕方、円建て買付代金及び手数料等を説明した。

したがって、被告従業員は、原告に対し、オプション取引についての十分な説明を行っており、説明義務に違反していない。

エ 新規委託者保護義務違反

原告の主張は否認する。

オ 一任売買

原告の主張は否認する。

カ 過当取引、無意味な取引

原告の主張は否認する。なお、原告が権利放棄すべきであるにもかかわらずこれを行わなかったと主張する各取引は、転売時には売却価格は必ずしも分かるものではないから、権利放棄をしなかったとしても、それが直ちに違法となるものではない。

キ 無断売買

被告従業員の佐藤が原油のオプションを原告に無断で購入したとの原告の主張は否認する。また、平成14年5月30日の取引は、原告に取引遂行意思なしと判断して行ったものである。

ク 仕切拒否、仕切回避

原告の主張は否認する。

(2) 損害額（争点2）

（原告の主張）

本件取引により原告に生じた損害は3671万8634円であり、訴訟
追行に要した弁護士費用は360万円である。よって、原告は、前記の被
告による違法行為により合計4031万8634円の損害が生じた。

（被告の主張）

原告主張の損害額については否認する。

(3) 過失相殺の有無（争点3）

（被告の主張）

ア 顧客は、取引内容について自分が理解できているか、余裕資金があるか
否かについては、自分自身で判断すべきであり、理解が不足している場合
には、適宜質問をして理解不足を解消すべきところ、原告は、本件取引に
ついて理解が不足している、又は余裕資金に乏しいことについて認識して
いたのであれば、本件取引に当たって適宜質問をしたり、取引継続を中止
するなどするべきであった。原告は、それにもかかわらず適宜質問をする
こともなく、本件取引に踏み切ったのであり、原告の過失と評価すべきで
ある。

イ また、被告は、オプション取引の仕組みやリスクについて、説明資料を
用いて繰り返し説明をしていることからすると、原告は、営業員やコンプ
ライヤーの説明をよく聞かなかった、上記資料をよく読まなかった、不明
な点について質問をしなかった、又はアンケートにあえて自分の認識と異
なる点を書いたものであり、これらの点は、原告の重大な過失と評価すべ
きである。

ウ さらに、被告従業員が強く商品を推奨したとしても、これにより原告が

意思決定の自由を阻害されてはならず、被告従業員のアドバイスに原告の判断が左右されたことはない。むしろ、被告従業員が強く商品を推奨したとしても、それは商品の価格変動についての予測を基にしたものであって、客観的眞実ではないのであるから、これを原告が信じたとすれば、信じた原告に損害発生の帰責性がある。

エ そして、原告は、本件第1取引において大きな損失を計上して取引を終了したのであるから、オプション取引の持つリスクについては十分に認識していたはずであり、それにもかかわらず、被告から特別に強い勧誘を受けたものではないのに、本件第2取引を開始し、継続しており、本件第2取引における原告の帰責性は特に大きいものがある。

オ 以上の事実によれば、原告には、過失相殺すべき事由があり、その割合は5割を下らない。

(原告の主張)

原告には、以下に述べるとおり、過失相殺すべき事由は存在しない。

ア 本件のような取引的不法行為においては、被害者である原告の落ち度を過失相殺事由と捉えることは適切でない。すなわち、事実的不法行為においては、通常、加害者の過失と被害者の過失は別個独立の要因により生じ、相互に影響力はない。これに対し、取引的不法行為においては、通常、加害者の過失が被害者の過失に先行し、加害者の過失が被害者の過失に因果力を持つため、被害者の過失の態様・程度は、加害者がコントロールすることができる。そして、特に、本件のような投資取引における不法行為においては、被害者の過失により拡大した損失は、加害者の利益に転化することも考慮すると、被害者の過失を捉えて過失相殺することは、正義・公平に反する結果となる。

イ また、被告は、金融商品の勧誘及び取引受託を業とする会社であり、原告ら顧客の従前の日常生活にはなかった新たな危険を顧客の生活に持ち込

み、これにより利益を受けるものであるから、取引行為から生じる結果について重い責任を負う。

ウ さらに、原告と被告は、オプション取引についての知識・経験、保有する情報量、その分析力に格差があることなどからすると、原告が被告から十分かつ正確な情報が提供されなかった状況下では、「自己責任の原則」は過失相殺事由とはならない。また、原告が、説明書等を熟読しなかったこと、本件取引を継続したこと及び利益が出ることを期待したことなども過失相殺事由とはならない。

(4) 消滅時効完成の有無（争点4）

（被告の主張）

本件取引は、平成8年10月11日から平成11年4月9日までの取引（本件第1取引）と、平成13年7月26日から平成14年5月30日までの取引（本件第2取引）に区別することができる。本件第1取引については、取引終了時である平成11年4月9日から、不法行為に基づく損害賠償請求権は消滅時効期間が起算され、本件訴え時には時効が完成している。したがって、不法行為に基づく損害賠償請求については、消滅時効を援用するとの意思表示をする。

（原告の主張）

本件第1取引について平成11年4月9日から不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を起算するとの被告の主張は否認する。本件取引は、本件第1取引及び本件第2取引を通じて全体として1連の取引である。不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日は、原告が弁護士に相談をした平成14年3月であるから、時効が完成してないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 本件取引の経緯

ア 原告本人尋問の結果、甲第19号証（原告の陳述書）、甲第10号証及び第15号証の1ないし10（原告と被告従業員との会話の各録音テープ）、甲第8号証及び乙第4号証の1ないし3（委託者別オプション取引金現在高帳）、甲第11号証の1ないし43（オプションオーダーチケット）、乙第1号証の1ないし22及び乙第3号証の1ないし7（委託者別オプション取引勘定元帳）並びに後掲各証拠によると、本件取引の経緯につき、以下の各事実を認めることができ、これに反する証拠は採用しない。

(ア) 平成8年9月ころ、被告従業員佐藤が原告の自宅に電話をかけてきて、オプション取引を勧めたことから、原告が小豆の先物取引で損失を出して自殺した人がいることを聞いていることを告げて断ったところ、佐藤は、被告が扱うオプション取引は大丈夫であり、損はさせないなどと言って取引を勧めた。その後、佐藤は、2週間ほどの間、毎日のように原告に勧誘の電話をかけてきた。さらに、ある日、佐藤が突然原告宅に訪ねてきたことから、原告は佐藤と後日喫茶店で会うことを約束した。

(イ) 平成8年10月8日、原告宅の最寄り駅である 駅前の喫茶店に、佐藤が被告の従業員である坂本幸一（以下「坂本」という。）を伴って来て、原告と面会した。そして、主として坂本が、原告に対し、「中国で買いが入ることから、砂糖が上がる。」、「20枚買うと正月までには1000万円になる。」、「絶対に儲かる。」などと繰り返し述べ、オプション取引の勧誘を行った。原告は、1時間半ほど勧誘を受けて、ここまで言うのならば大丈夫であろうと考え、取引をすることを承諾し、商品オプション取引契約書に署名・押印した。そして、原告は、翌日、原告宅において、佐藤に対し、280万円を交付し、同月11日、砂糖のコール・オプション20枚の買玉を建てることにより、本件第1取引が開始した。

(ウ) その後、原告は、坂本から大豆は値上がりするから買った方がいいと勧められ、平成8年11月26日、大豆のコール・オプションを5枚買った。

(エ) さらに、原告は、駅前の喫茶店で被告従業員の松本を紹介されたが、松本から、「中国で大きなダムができるため銅が不足することから、銅が上がる。」、「借金してでも買いなさい。」、「僕に任せて。」などと言われ、銅のオプションを買うことを強く勧められ、平成8年12月5日に、銅のコール・オプションを17枚、翌6日に、同オプションを10枚買った。松本は、「絶対に儲けさせてあげるから、全て任せて。」と言っていたが、その後、名古屋に転勤になったということで連絡が取れなくなった。

(オ) 原告は、佐藤から原油が安くなるからプット・オプションを買うように勧められ、平成8年12月13日、原油のプット・オプションを2枚、平成9年1月7日、同オプションを2枚買った。

(カ) その後の取引についても佐藤が入れ替わり他の被告の従業員を連れてきて、種々の商品を勧誘され、原告は平成10年4月まで別紙売買経過表のとおり取引を行った。この間、佐藤は松本が名古屋から戻ってきたと言って同人を原告のところに連れてきたが、原告は、松本から、それまで原告が取引していた砂糖、大豆、小麦の各コール・オプション、金のプット・オプションについて、「こんなのを買っていてはだめ。僕に任せなさい。今まで取引していたものを全部売ったお金で1億円にしてやる。」などと繰り返し勧誘され、松本に取引を一任したが、その後、松本は損が出たことを原告に告げて退職した。

(キ) 原告は、松本が被告を辞めることを知り、平成10年4月ころ、被告に電話をし、社長の水流達人（以下「水流」という。）に対して、被告従業員が絶対大丈夫と言ったにもかかわらず損が出ていると苦情を述べ

たところ、水流から「ゴールドを買いなさい。これ買えば大丈夫。」と言われ、喫茶店で水流と被告従業員の野村と会い、同月27日、金のコール・オプションを5枚購入した。その際、水流から、「野村部長は損をさせない。」と言って、野村に取引を任せるよう勧めたので、同人に取引を任せた。

(ク) 平成10年4月以降の取引の状況は別紙売買経過表のとおりであるが、原告は、平成10年9月11日に砂糖のコール・オプションを5枚購入後、被告から送られてきた冊子に原油が上がる旨書かれていたことから、水流に電話して原油を買いきたい旨述べたところ、同人から、「年寄りには売れない。」と断られ、また原告も資金がなくなったことから、前記の砂糖のコール・オプションの購入後は被告との取引は途絶え、原告が購入したオプションは平成11年4月9日に権利放棄により全て失効し、被告との取引は一旦終了した。その結果、原告の取引における累計差損金は、別紙売買経過表記載のとおり、1775万0354円となった。ただし、原告が預り金口座において現実に負担した金額は、1775万0353円（うち手数料1445万1000円）となった。

(ケ) 平成13年夏ころ、被告の従業員である片桐裕樹（以下「片桐」という。）は、原告が以前に被告と取引していたことを知らずに、原告に対して勧誘の電話をしたところ、原告は、本件第1取引による損を何とか取り返したいと考え、片桐と喫茶店で会うことを承諾した。原告は平成13年7月25日、片桐と斎藤博文（以下「斎藤」という。）に喫茶店で会って、以前に被告と取引をして損をした旨苦情を述べると、斎藤が、「今はやり方が違う。絶対に取り返してやる。」「これからは砂糖とコーヒーが上がる。コーヒーはブラジルで豆のいいのだけにする。砂糖は中国から買いが入る。」「大丈夫だから買いなさい。」「損はしない。」と言って取引を勧誘したことから、米国先物オプション取引契約書に署

名・押印した。

そして、原告は、本件第2取引を開始し、平成13年7月26日、砂糖のコール・オプションを2枚、同年8月2日、同オプションを3枚、同月23日、コーヒーのコール・オプションを3枚買った。

(ロ) さらに、原告は、斎藤や片桐から連日のように電話で、「お金は必ず取り返すことができる。」、「株を売って買いなさい。」、「絶対大丈夫なものしか勧めない。」などと勧誘され、所有していた株を売却して、取引を続けた。その後の原告の被告との取引の状況は別紙売買経過表の通りであり、主として日本円のプット・オプションを主体とするものであった。

(ハ) 原告は、平成13年末に購入した日本円のプット・オプションが円安傾向の下で利益を出し、平成14年1月24日までの間に転売により約1200万円の純益が出た。原告は、同日、片桐から、日本円のプットオプションが2000万円余りで売却できたことの報告を受けるとともに、同人から、「また円を買いなさい。」、「僕が今まで嘘を言ったことがありますか。」、「ちゃんと儲かったじゃないですか。」、「買わないとだめだ。」などと日本円のプット・オプションの購入を勧誘され、34枚を一度に購入した。

(ニ) 原告は、この間、同じ公団住宅に住んでいる知人のC（以下「C」という。）に「円安になると儲かることをしてくれる会社がある。」と被告との取引のことを話したが、同人が自分もやりたいということであったので、斎藤に取引をしたがっている人がいると伝えたところ、斎藤は、「大丈夫ですよ。損はしないから。その人にも儲けさせてあげる。」と言ったので、Cから、平成14年1月中旬と同年2月中旬にそれぞれ400万円を預かり、「友達のものだから、絶対に損をさせないでね。」と言って片桐に渡した。

(ス) 同年3月から4月初めにかけて、被告の従業員らは、次のような文言を用いて、原告に対して、オプション取引を勧誘したり、原告からの質問に答えた。

a 被告の従業員である西野良元（以下「西野」という。）は、平成14年3月ころ、原告に対し、次のような言葉を用いて円のプット・オプションを買うよう勧誘した。すなわち、「今現時的に128円、129円ですから、132円、133円というのが見えてる中での128円、129円なわけでしょ。4円、5円のスライドというのは間違いなく取れるわけですね。4円取れれば倍でしょ?」、「買えないというよりも買っていかないとまずいです。」、「わかってないですって、絶対高橋さん、絶対分かってない。」、「(原告の「お金がない。」という言葉に対して) いや、保険があるっていったじゃないですか。」、「この市場は火曜日になったら暴騰してきますから。あと2日ですよ。だから、買って欲しいと言うんじゃないですか。」、「(原告の「うちはもう損して株まで売っちゃってあるからね。」との言葉に対して) だからそれを取っていかないといけないでしょ。だから絶対的に取れるときに取っていかないと。」、「120円台ですから。だからそういう保険もかける意味で今言ってるし、絶対的に今から円安って意味の中ですから。」、「月曜日に行って火曜日にお金作れますから、絶対。いま(保険に)300万円は入れてるとしたら240は作れます。」、「寝れるためにこれだけやってくださいよ。やらないんですか。やらないなら寝れないままですよ。」、「1か月待ってもらえば絶対的に儲かりますよ。任せてください。」、「だから言ったとおりじゃないですか。昨日の現状からね、1円以上動いてきてるわけなんですから、だから入れときゃ安心だって言ってるんです。絶対大丈夫です。」、「300万でも400万でもあのときにやっとけば、135円、136円まで